



三重県公報

平成29年4月7日(金)

号 外

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
選 管 告 示			
30	三重県議会議員鳥羽市選挙区補欠選挙の選挙期日等	(選挙管理委員会)	2
31	三重県議会議員鳥羽市選挙区補欠選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者の選任	(同)	2
32	三重県議会議員鳥羽市選挙区補欠選挙における選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所	(同)	2
33	三重県議会議員鳥羽市選挙区補欠選挙の選挙会の場所及び日時	(同)	2
34	三重県議会議員鳥羽市選挙区補欠選挙の開票事務を選挙会の事務に併せて行わない旨	(同)	2
35	三重県議会議員鳥羽市選挙区補欠選挙における候補者1人の選挙運動に関する支出金額の制限額	(同)	3

選 管 告 示**三重県選挙管理委員会告示第 30 号**

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 34 条第 1 項の規定により、三重県議会議員鳥羽市選挙区補欠選挙を次のとおり行います。

平成 29 年 4 月 7 日

三重県選挙管理委員会委員長 宮 寄 慶 一

- 1 選挙の期日 平成 29 年 4 月 16 日
- 2 選挙すべき議員の数 1 人

三重県選挙管理委員会告示第 31 号

平成 29 年 4 月 16 日執行の三重県議会議員鳥羽市選挙区補欠選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任しましたので、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 81 条の規定により告示します。

平成 29 年 4 月 7 日

三重県選挙管理委員会委員長 宮 寄 慶 一

- 1 選挙長
伊勢市大湊町 1289 番地 3
西山 孝文
- 2 選挙長に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者
津市中央 14 番 3
藤木 保実

三重県選挙管理委員会告示第 32 号

平成 29 年 4 月 16 日執行の三重県議会議員鳥羽市選挙区補欠選挙における選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めたので、公職選挙事務執行規程（平成 7 年三重県選挙管理委員会告示第 5 号）第 76 条第 2 項の規定により次のとおり告示します。

平成 29 年 4 月 7 日

三重県選挙管理委員会委員長 宮 寄 慶 一

- 1 くじを行う日時
平成 29 年 4 月 7 日 午後 6 時 10 分
- 2 くじを行う場所
津市広明町 13 番地 三重県庁 2 階 三重県選挙管理委員会室

三重県選挙管理委員会告示第 33 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 77 条第 1 項の規定に基づき、平成 29 年 4 月 16 日執行の三重県議会議員鳥羽市選挙区補欠選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり定めたので、同法第 78 条の規定により告示します。

平成 29 年 4 月 7 日

三重県選挙管理委員会委員長 宮 寄 慶 一

- 1 場所 伊勢市勢田町 628 番地 2
三重県伊勢庁舎 4 階 402 会議室
- 2 日時 平成 29 年 4 月 17 日 午後 3 時

三重県選挙管理委員会告示第 34 号

平成 29 年 4 月 16 日執行の三重県議会議員鳥羽市選挙区補欠選挙における開票の事務については、選挙会の事務に併せて行わないこととするので、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 79 条第 2 項の規定により告示します。

平成 29 年 4 月 7 日

三重県選挙管理委員会委員長 宮 寄 慶 一

三重県選挙管理委員会告示第35号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項の規定による平成29年4月16日執行の三重県議会議員鳥羽市選挙区補欠選挙における候補者1人の選挙運動に関する支出金額の制限額を、同法第196条の規定により次のとおり告示します。

平成29年4月7日

三重県選挙管理委員会委員長 宮 寄 慶 一

5,313,600円

発行 三 重 県

三重県津市広明町13番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
